

金利スワップ取引のしくみ

- 金利を対象とするデリバティブ取引の一つで、異なる2種類の金利（固定金利と変動金利、異なる変動金利同士）を利払い日に交換する（スワップする）取引をいいます。
- 金利スワップでは元本交換を行わず、金利部分のみを取引当事者間で交換します。
- 金利の変動リスクをヘッジする等の目的で取引が行われています。

債務負担

- 店頭にて金利スワップ取引が成立した後、JSCCは取引当事者の間に入って債権・債務の当事者となることで、JSCCは各取引当事者の相手方となり、その決済を保証します。
- JSCCによる決済の保証により、個々の取引当事者は原始取引相手方の信用リスクを意識することなく、取引を行うことが可能となります。

【金利スワップ取引の債務負担（イメージ図）】



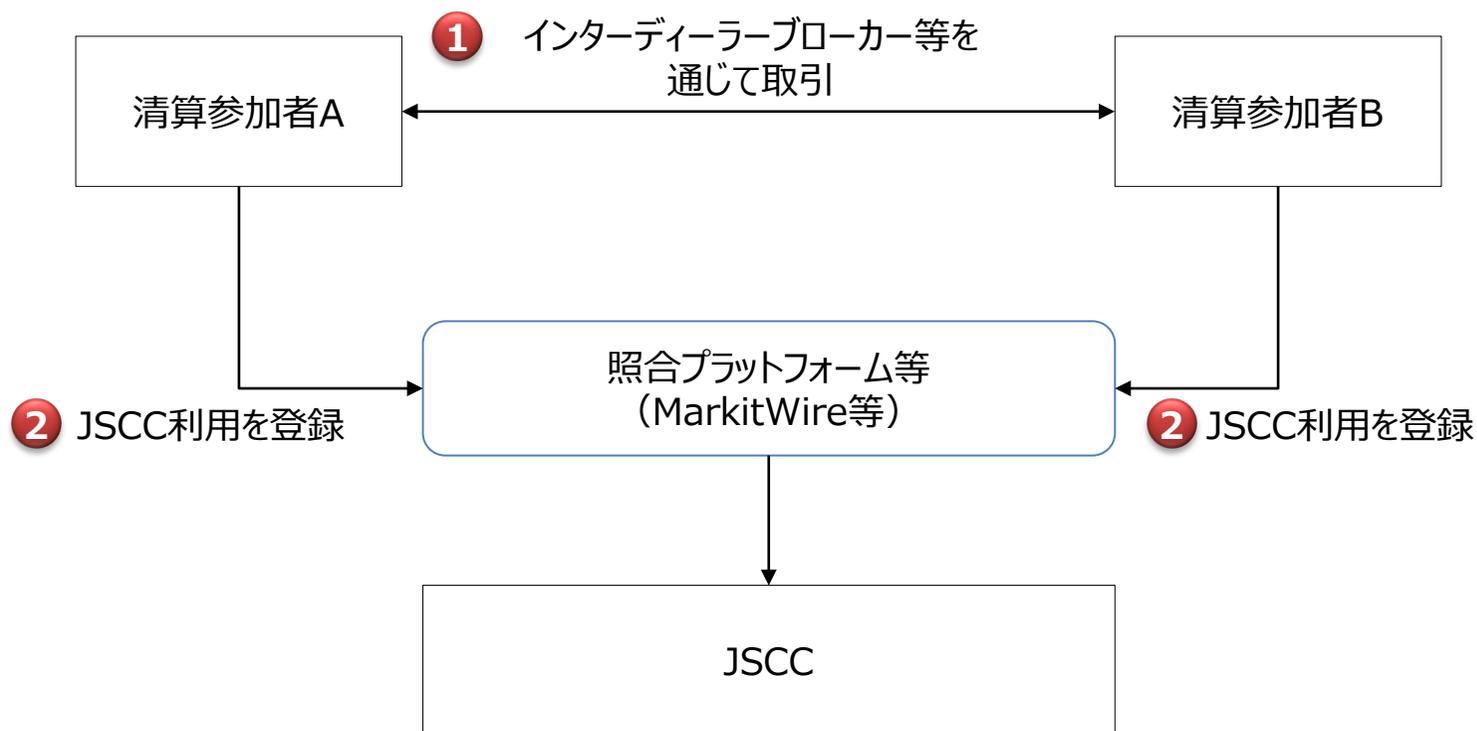
債務負担申込みフロー及び債務負担タイミング

債務負担とは、JSCCと金利スワップ取引の当事者である各清算参加者との間でそれぞれ金利スワップ取引を成立させることをいいます。債務負担申込みの概要は以下のとおりです。

清算参加者による債務負担申込み

- 金利スワップ取引の両当事者が照合プラットフォーム・電子取引基盤(*)を通じ、債務負担の申込みをします。

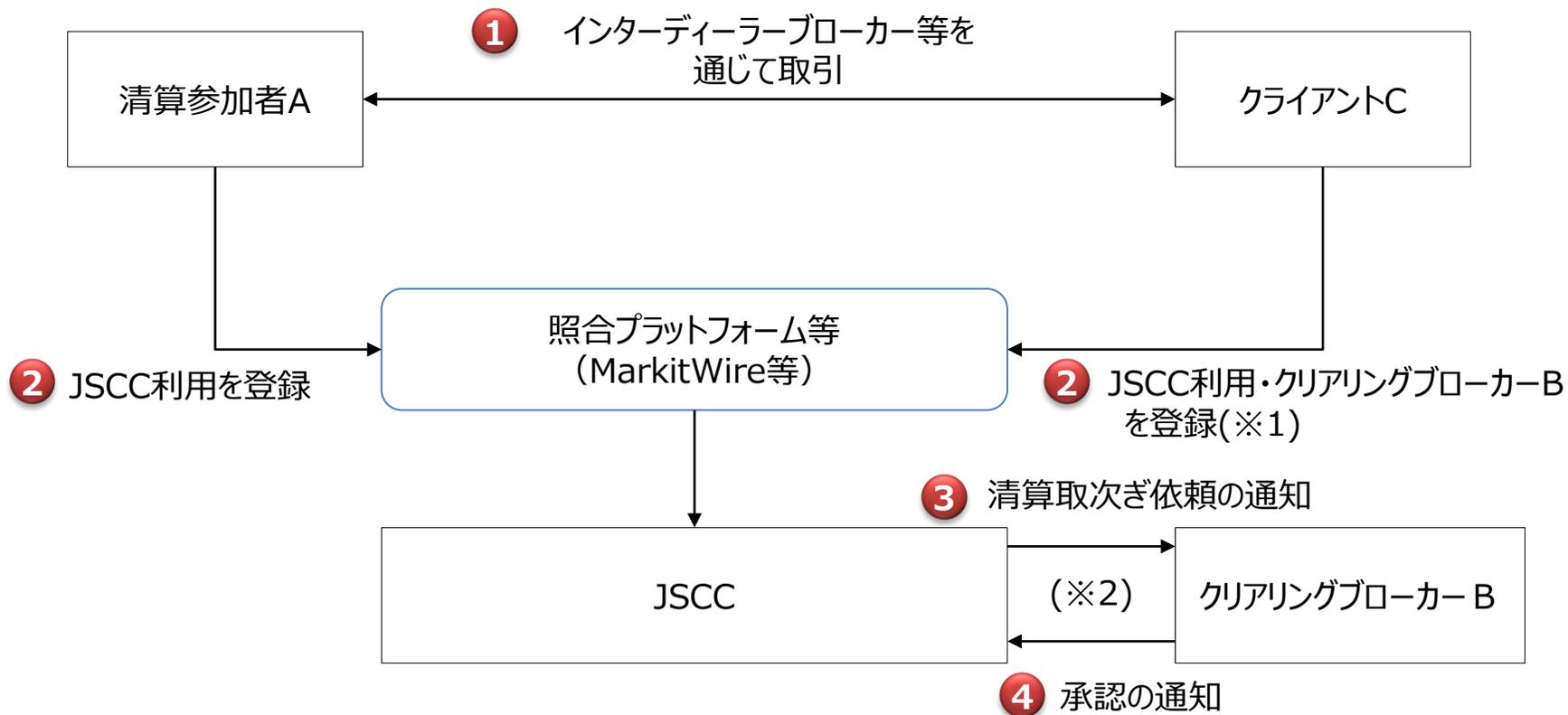
(*) 当社と直接接続している照合プラットフォーム・電子取引基盤は、MarkitWire、Bloomberg VCON、Bloomberg ETPです。



債務負担申込みフロー及び債務負担タイミング

クライアントによる債務負担申込み

- 金利スワップ取引の両当事者（清算参加者と顧客）が照合プラットフォーム・電子取引基盤でJSCCの利用登録や委託先清算参加者（クリアリングブローカー）の登録をします。
- クライアントのクリアリングブローカーが清算を承認した後、JSCCによる債務負担が行われます。



(※1)クリアリングブローカーBとクライアントCは、有価証券等清算取次ぎに関する委託・受託の関係にあります。（当社が定める「金利スワップ清算受託契約書」を締結）

(※2)クリアリングブローカーによる事前の申告に基づき、特定取引プラットフォーム（SEFまたはMTF）で執行されたクライアント取引について、③および④の通知を省略することが可能です。

債務負担申込みフロー及び債務負担タイミング

債務負担のタイミング

- 新規取引に係る債務負担は9～12時、13～16時及び17時30分～19時の時間帯に実施します。
- 債務負担申込みが行われた取引について、当該取引が清算対象取引であることや担保不足が生じないか等(※1)を確認の上、リアルタイムで債務負担を実施します(取引毎債務負担)。

※取引毎債務負担処理の時間外(前当社営業日19:00～9:00, 12:00～13:00, 16:00～17:30, 19:00～)に債務負担の申込みを行った場合には、取引毎債務負担処理の「開始待ち」の状態となります。



(※1)新規債務負担申込み時に担保残高が不足していた場合にも債務負担が成立する基準の概要については次ページをご参照ください。

(※2)バックロード取引とは、19時から20時の間に債務負担申込みが行われた取引であって、当該申込みが行われた日において取引日から10当社営業日が経過しているものをいいます。

債務負担申込みフロー及び債務負担タイミング

新規債務負担申込み時に担保残高が不足していた場合にも債務負担が成立する基準の概要

- 債務負担の申込みが行われた取引について、担保不足が生じる場合であっても、当社が定める所定の基準を満たす場合には債務負担が可能です。
- 例えば、債務負担時所要証拠金所要額が100億円、担保残高が95億円の場合には担保不足額が5億円となりますが、当社が定める清算参加者1社あたりの上限額10億円(※)以下のため、債務負担が成立します。

※清算委託者の場合、清算参加者1社あたりの上限額の範囲内で、受託清算参加者が割り振りした上限額となります。



- コンプレッション又はポジション移管における債務負担成立判定時は、当該基準適用の対象外となります。
- 当初証拠金、変動証拠金、日中証拠金の各証拠金所要額は、債務負担申込み時に債務負担時所要証拠金所要額に足りる額が当社に預託されていない状態で債務負担が成立した取引も含め計算を行い、担保残高と比較して不足がある（マージンコールが発生した）場合には、預託時限までに当該不足を解消する必要があります。なお、新規債務負担申込み時に担保残高が不足していた場合にも債務負担が成立する基準の適用有無に関わらず、受託清算参加者は清算委託者の不足分についても清算委託者と調整のうえ、証拠金の預託を行います。